

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令番号) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コンゴ民主共和国	「タデイ橋保全計画のための贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との交換公文」	「タデイ橋保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入」 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	587,000千円 H30.11.30まで	H26.12.23 キンシャサで (同日)	日本側 牛尾滋在 コンゴ民主共和国大使 レイン・チバンダ・ソトカ ンガム大臣 国際協力大臣	H27. 1.14 5号
コンゴ民主共和国	食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との交換公文		620,000千円 H27. 3.31まで	H26.12.23 キンシャサで (同日)	日本側 牛尾滋在 コンゴ民主共和国大使 レイン・チバンダ・ソトカ ンガム大臣 国際協力大臣	H26. 1.26 21号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。